

市街化調整区域における企業誘致の取組

(都市計画法 34 条産業系 12 号) について

市内における雇用の確保や地域経済の活性化を図るため、企業誘致を推進しています。

現在、圏央鶴ヶ島インターチェンジ周辺の道路インフラなどの整備が進んでおり、アクセス性が向上することや、近隣市町における開発の動向を踏まえると、早期に産業用地を創出していくことが重要です。

このため、都市計画法第34条第12号、いわゆる産業系12号を活用し、早期の企業立地を目指します。

制度整備から企業立地までの流れ

市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の改正 (令和2年12月24日)



市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例施行規則の改正 (令和2年12月24日)
指定運用方針の策定 (令和3年1月22日)



土地利用に関する計画書の策定 (令和3年11月)

市総合計画の基本構想に基づき、土地利用に関する計画を策定



都市計画審議会への諮問、必要に応じて県開発審査会への意見聴取

本日、土地利用に関する計画書及び関連資料をお示しし、
いわゆる産業系12号の区域及び用途の指定についてご説明いたします。

資料

位置図、付近見取図、土地利用構想図、現況写真、土地利用に関する計画書

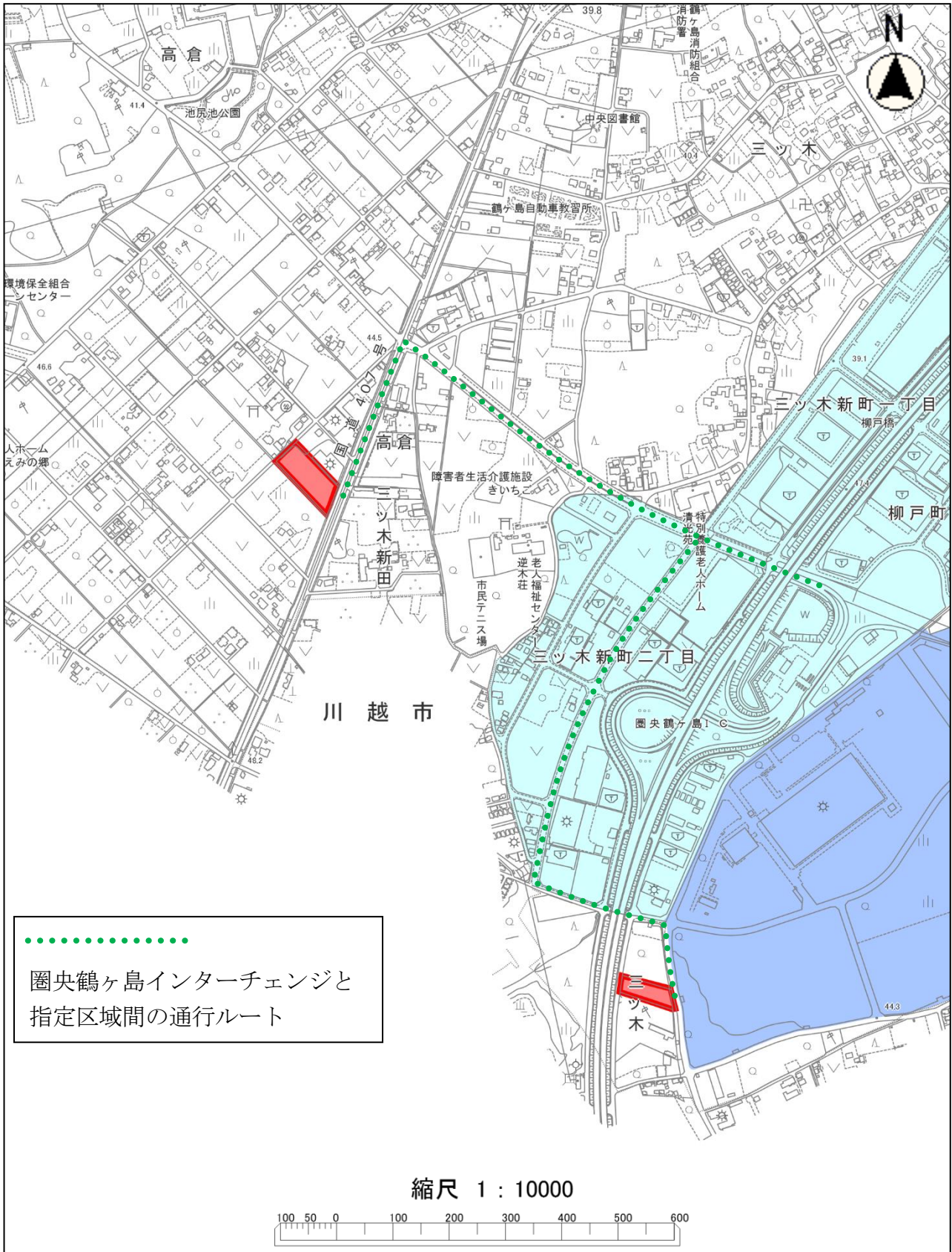
告示 (指定)

指定した区域と用途を告示

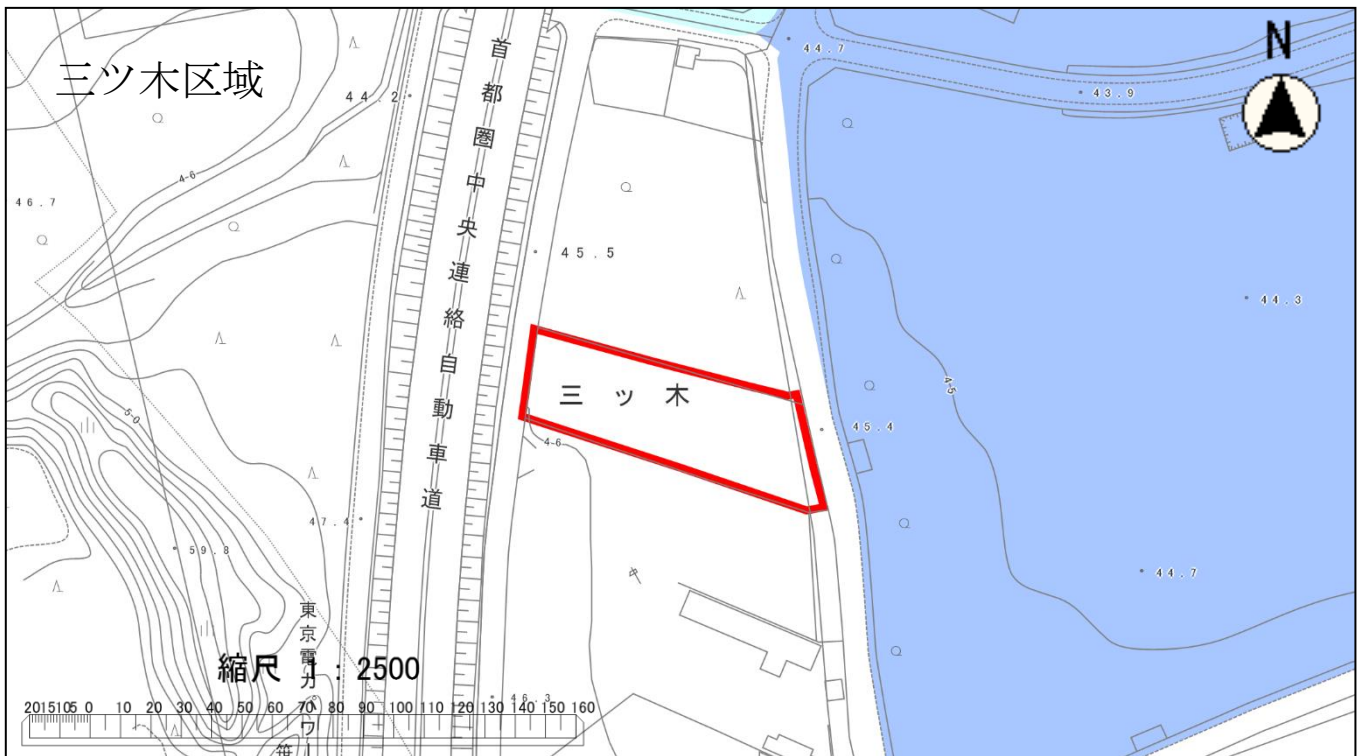
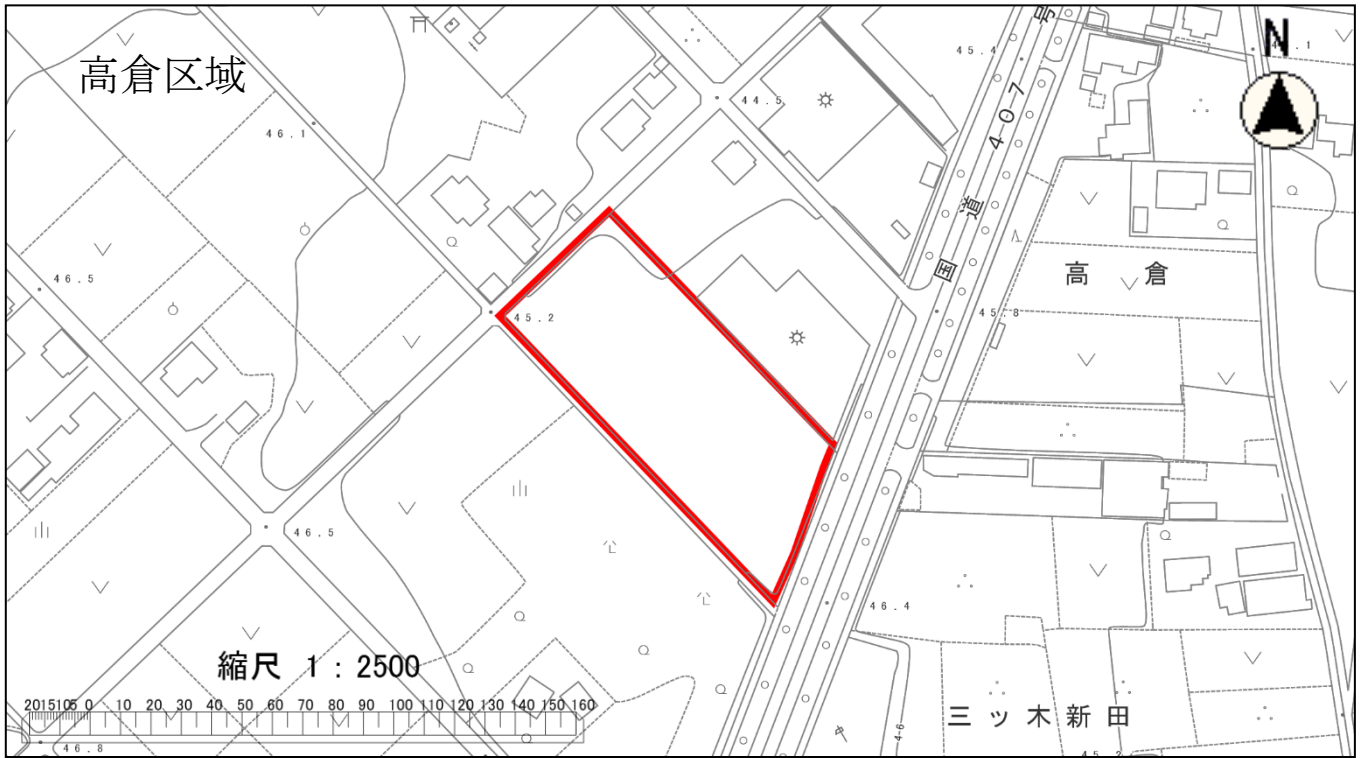


事業者から、当該指定区域への開発許可申請を受け付け、許可となれば、企業の立地が可能となる。

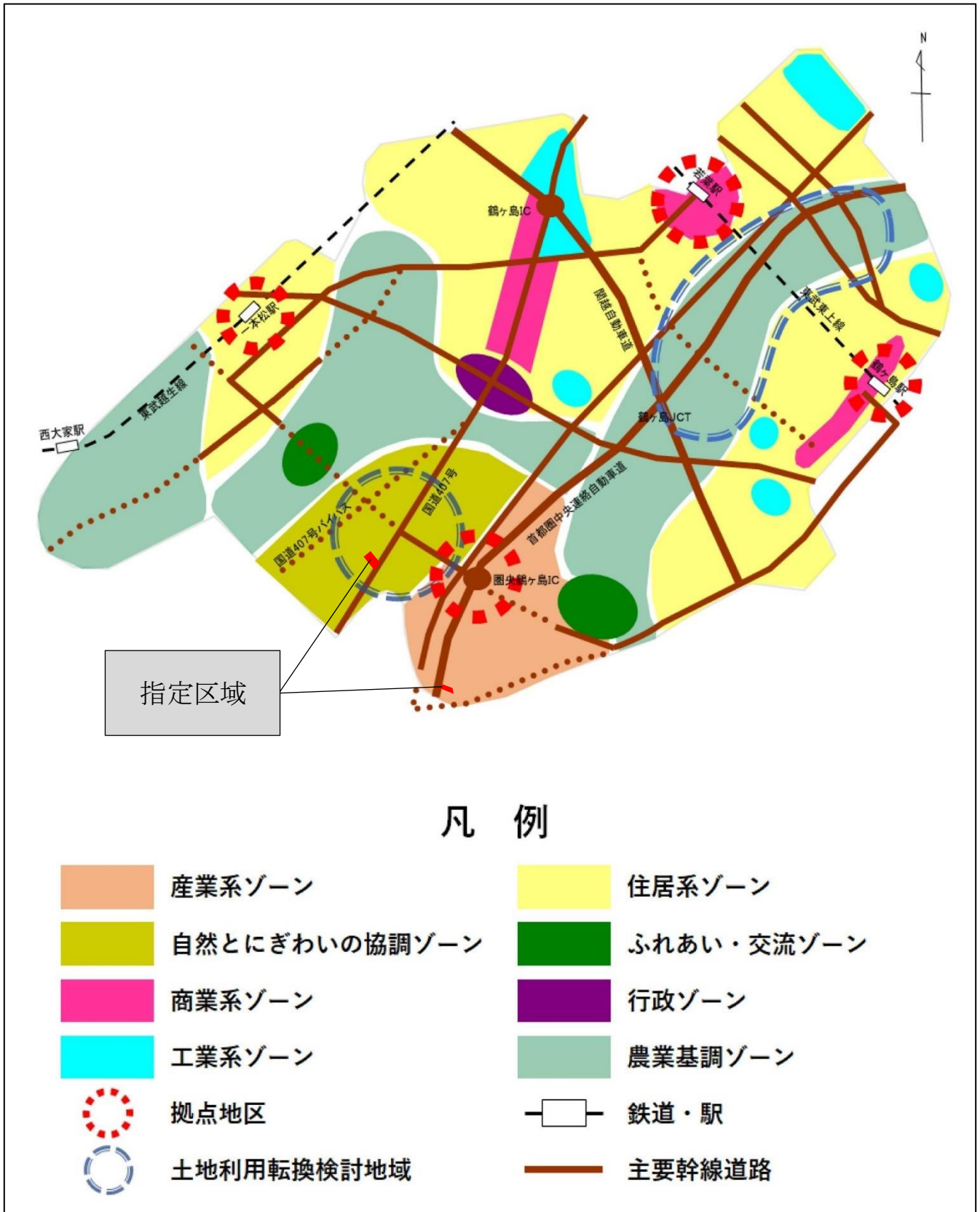
1. 位置図



2. 付近見取図



3. 土地利用構想図



4. 現況写真

